

(仮 訳)

## プレス・リリース

2009年9月6日  
中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ

### 世界的な銀行危機に対する包括的な対応

本日、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(以下「総裁・長官グループ」)は、銀行セクターの規制、監督及びリスク管理を強化するための包括的な一連の措置の検討を行った。これらの措置によって、経済及び金融のストレスの確率及びその深刻さが大きく軽減されるであろう。

総裁・長官グループの議長を務めるトリシェ欧州中央銀行総裁は、「本日、主要 27 か国が達した合意は、世界的なレベルで銀行規制及び監督に新しい基準を設定するものであり、不可欠なものである」と述べた。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「中央銀行及び監督当局は、マイクロプルーデンス規制、とりわけバーゼル II の枠組みを強化することにより、危機に対応してきた。我々は、景気連動性を抑制するような資本バッファやシステム上重要で、相互連関性のある銀行から生ずるリスクに対応するための実行可能な取組みを含む、マクロプルーデンス面での追加的な対応策導入に向けて議論している」と述べた。

中央銀行総裁・銀行監督当局長官は、銀行セクターの規制を強化するための以下の主要な措置について合意した。

- Tier1 資本の質、一貫性及び透明性を向上させる。Tier1 資本の主要な部分は、普通株式(common shares)及び内部留保(retained earnings)で構成されなければならない。株式会社形態でない銀行が、質の高い Tier1 資本を同等の水準まで保有することを確保するため、適切な原則が策定される。更に、控除項目及び調整項目(prudential filters)の取扱いは、国際的に調和され、一般的に普通株式及び内部留保(株式会社形態でない銀行についてはそれと同等のもの)に対して適用される。資本の全ての構成要素は、完全な開示がなされる。
- 適切な検討と水準調整(calibration)に基づき、第1の柱の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ、バーゼル II の枠組みに対する補完的指標としてレバレッジ比率を導入する。比較可能性を確保するため、レバレッジ比率の詳細は、会計上の差異を完全に調整したうえで、国際的に調和の取れたものとする。

- ・ ストレス時における流動性カバレッジ比率規制と、それを補完するより長期的な構造に関する流動性比率を含む、資金流動性についての国際的な最低基準を導入する。
- ・ 景気連動性を抑制するような、最低水準を上回る資本バッファの枠組みを導入する。当該枠組みは、資本の社外流出 (capital distributions) の制限等の資本維持措置を含む。バーゼル委は、資本バッファの積立て及び取崩しを条件付ける方法として、収益や信用関連の変数等の適切な指標の組合せについて検討を行う。さらに、バーゼル委は、期待損失に基づいたよりフォワード・ルッキングな引当の導入を促進する。
- ・ 国境を越えて活動する銀行の破綻処理に関連するシステミック・リスクを軽減するための勧告を公表する。

バーゼル委は、システム上重要な銀行のリスクを軽減するための追加的な資本賦課の必要性についても評価を行う。

バーゼル委は、これらの措置についての具体的な提案を本年末までに発表する。バーゼル委は、来年初めに影響度調査を実施し、2010 年未までに新規制に係る水準調整 (calibration) を完了する。実体経済の回復を阻害しないよう、これらの新たな措置を段階的に導入するための適切な実施基準が策定される。政府による資本注入は、新規制の適用に当たってそれを満たすものとして取り扱う。

ウェリンク議長は、「これらの措置は、銀行システムにおけるより高い資本及び流動性規制、レバレッジの抑制、景気循環増幅効果 (プロシクリカリティ) の抑制、ストレスに対する銀行セクターの強靱性の強化及び報酬慣行が長期的な業績と健全なリスク・テイクに適切に沿ったものとなるための強いインセンティブを、徐々にもたらさるう」と強調した。

総裁・長官グループは、銀行システムにおけるより高い資本の水準及び質への移行に当たって、監督当局に対する以下の原則を支持した。

- ・ 監督当局は、景気連動性を抑制するような資本バッファの枠組みに基づき、銀行に対し、過剰な配当支払い、自社株買い及び報酬に対する制限を含む資本維持措置の組み合わせを通じて、資本基盤を強化することを要求すべきである。
- ・ 金融安定理事会 (FSB) の「健全な報酬慣行に関する原則」に基づき、報酬は、健全なリスク・テイク及び長期的かつ持続可能な業績に沿ったものであるべきである。
- ・ 銀行は、新たな基準に向けて資本の水準及び質を向上するよう、迅速に、一方で、各国の銀行システム及び経済全体の安定を促進するような方法で、行

動することが要求される。

監督当局は、各国における銀行の資本政策 (capital plan) が、こうした原則と整合的であることを確保していく。

## **バーゼル銀行監督委員会について**

**バーゼル銀行監督委員会**は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

**中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ**は、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバーと同様の国から構成されている。

バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。